



島根県報

令和元年5月21日（火）

第 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県有自動車管理規則の一部を改正する規則 (総務事務センター) 2

【告 示】

土地改良区の設立の認可 (農 村 整 備 課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (") 2

公布された条例等のあらまし

◇ 県有自動車管理規則の一部を改正する規則（規則第 3 号）

1 規則の概要

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う引用する条項の整理（第 3 条関係）

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日から施行することとした。

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 21 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第 3 号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和 38 年島根県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 63 条の 4」を「第 63 条の 5」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

告 示**島根県告示第 27 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、大田市水上町三久須土地改良区の設立を令和元年 5 月 13 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和元年 5 月 21 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第 28 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第 18 項の規定により告示する。

令和元年 5 月 21 日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市布崎土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 康義 出雲市園町 1442

周藤 真一 出雲市園町 1240

福田 省三 出雲市園町 1464

坂本 一博 出雲市園町 1314

橋本 克吉 出雲市園町 920-5

坂本 満 出雲市園町1254
坂本 康治 出雲市園町1300-3
勝田 祐二 出雲市園町114
角 孝修 出雲市園町157
佐田尾大地 出雲市園町1403

監事

坂本 彰男 出雲市園町1297
橋本 忍 出雲市園町1191-1

2 就任年月日

平成31年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 康義 出雲市園町1442番地
角 保則 出雲市園町237番地
橋本 克吉 出雲市園町920番地5
橋本 忍 出雲市園町1191番地1
坂本 満 出雲市園町1254番地
角 孝修 出雲市園町157番地
周藤 晋司 出雲市園町1353番地1

監事

田中 武夫 出雲市園町1303番地2
橋本 安博 出雲市園町1518番地